



法人評価報告書

平成23年3月

国立大学法人 島根大学

はじめに

平成16年4月1日国立大学法人法に基づき、本学は国立大学法人島根大学として設置されました。この国立大学法人制度は、大学等の教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的としています。

各国立大学法人は、それぞれの中期目標・中期計画に基づき、法人の基本的本質を踏まえ、自主的に運営を行っています。

このような法人の教育研究の特性や法人運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、法人の継続的な資質向上に資するとともに法人の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たすため、毎事業年度及び中期目標期間における法人の業務実績の評価（国立大学法人評価）を行います。

この報告書は、法人評価の各事業年度に係る業務実績評価（年度評価）及び中期目標期間に係る業務実績評価（中期目標期間評価）について、関係法令、記載事項、記載内容、評価の観点及び評価結果とその対応状況等についてまとめたものです。

なお、第1期中期目標期間（平成16年度～平成21年度）に係る中期目標、中期計画、年度計画、業務の実績報告書及び評価委員会による評価結果は、すでに本学ホームページに掲載していますので、この報告書へは掲載していません。

目次	頁
1 業務実績評価に係る関係法令	1
2 中期目標・中期計画・年度計画に係る関係法令	3
3 中期目標・中期計画の記載項目等	5
4 法人評価における共通の観点	9
5 年度評価における自己評価及び評価委員会評価	10
6 業務実績報告書の記載項目等	11
7 中期目標期間評価における自己評価及び評価委員会評価	30
8 中期目標の達成状況報告書	32
9 学部・研究科の現況調査表	33
10 学部・研究科の現況分析	34
11 第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する項目別評価結果の推移	35
12 年度評価結果の指摘事項及び翌年度の取組状況	36
13 中期目標期間評価結果の指摘事項及び改善状況	50

1 業務実績評価に係る関係法令

1 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（抄）（読み替え後） （各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第32条 国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 国立大学法人評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立大学法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、国立大学法人評価委員会は、必要があると認めるときは、当該国立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第3項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、国立大学法人評価委員会に対し、意見を述べるることができる。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第34条 国立大学法人は、文部科学省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第104号）第16条第2項に規定する国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第32条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

2 国立大学法人法施行規則

（各事業年度の業務の実績の評価に係る事項）

第10条 国立大学法人等は、法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第32条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について国立大学法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に国立大学法人評価委員会に提出しなければならない。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の評価を決定しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

（中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項）

第12条 国立大学法人等は、法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第

34条第1項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について国立大学法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に国立大学法人評価委員会に提出しなければならない。

2 第10条第2項の規定は、前項の評価について準用する。

2 中期目標・中期計画・年度計画に係る関係法令

1 国立大学法人法

(中期目標)

第30条 文部科学大臣は、6年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する事項
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 三 財務内容の改善に関する事項
- 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第31条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 国立大学法人等は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

2 国立大学法人法施行規則

(中期計画記載事項)

第7条 法第31条第2項第7号に規定する文部科学省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標の期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途
- 五 その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第9条 準用通則法（法第35条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）

第31条第1項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

- 2 国立大学法人等は、準用通則法第31条第1項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(各事業年度の業務の実績の評価に係る事項)

第10条 国立大学法人等は、法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第32条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について国立大学法人評価委員会の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後3月以内に国立大学法人評価委員会に提出しなければならない。

- 2 国立大学法人評価委員会は、前項の評価を決定しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等に意見の申立ての機会を付与するものとする。

(中期目標期間終了後の事業報告書の文部科学大臣への提出に係る事項)

第11条 準用通則法第33条の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標期間の業務の実績の評価に係る事項)

第12条 国立大学法人等は、法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第1項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について国立大学法人評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後3月以内に国立大学法人評価委員会に提出しなければならない。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の評価について準用する。

3 中期目標・中期計画の記載項目等

国立大学法人法等に基づく中期目標・中期計画の記載項目等は次のとおりです

中 期 目 標 (○は記載内容等)	中 期 計 画 (○印は記載事項の例)
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>○大学の基本的な目標や使命を,自らの特性を踏まえ一層の個性化を図る観点から記載</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p>	
<p>2 教育研究上の基本組織</p>	
<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育の成果に関する目標</p> <p>○学士課程,大学院課程等に分けて記載</p> <p>(2)教育内容等に関する目標</p> <p>○学士課程,大学院課程等に分けて記載 ○アドミッション・ポリシー,教育課程,教育方法,成績評価等に関する基本方針</p> <p>(3)教育の実施体制等に関する目標</p> <p>○教職員の配置,教育環境の整備,教育の質の改善のためのシステム等に関する基本方針</p> <p>(4)学生への支援に関する目標</p> <p>○学生の学習支援や生活支援等に関する基本方針</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>○教養教育の成果に関する具体的目標の設定 ○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>(2)教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 ○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>(3)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○適切な教職員の配置等に関する具体的方策 ○教育に必要な設備,図書館,情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <p>(4)学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 ○生活相談・就職支援等に関する具体的方策</p>
<p>2 研究に関する目標</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p>

3 中期目標・中期計画の記載項目等

中 期 目 標 (○は記載内容等)	中 期 計 画 (○印は記載事項の例)
<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>○目指すべき研究の水準, 成果の社会への還元等に関する基本方針</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>○研究者等の配置, 研究環境の整備, 研究の質の向上システム等に関する基本方針</p>	<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○目指すべき研究の方向性 ○大学として重点的に取り組む領域</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 ○研究資金の配分システムに関する具体的方策</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標</p> <p>○教育研究における社会との連携・協力, 国際交流・協力等に関する基本方針</p> <p>(2) 附属病院に関する目標</p> <p>○附属病院としての設置目的を踏まえ, 医療の質の向上, 運営等の基本方針</p> <p>(3) 附属学校に関する目標</p> <p>○附属学校としての設置目的を踏まえ, 教育活動の基本方針, 学校運営の改善の方向性等</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○地域社会等との連携・協力, 社会サービス等に係る具体的方策 ○産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 ○良質な医療人養成の具体的方策</p> <p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 ○学校運営の改善に関する具体的方策</p>
<p>III 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>○効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する基本方針</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 ○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する基本方針</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 ○教育研究組織の見直しの方向性</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標</p>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p>

3 中期目標・中期計画の記載項目等

中 期 目 標 (○は記載内容等)	中 期 計 画 (○印は記載事項の例)
○戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を生かした柔軟かつ多様な人事システムの構築等に関する基本方針	○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 ○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
4 事務等の効率化・合理化に関する目標 ○事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する基本方針	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 ○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策
IV 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標	III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ○科学研究費補助金, 受託研究, 奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策
2 経費の抑制に関する目標	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ○管理的経費の抑制に関する具体的方策
3 資産の運用管理の改善に関する目標	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標	IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 ○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 ○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
2 情報公開等の推進に関する目標	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 ○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策
VI その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

3 中期目標・中期計画の記載項目等

中 期 目 標 (○は記載内容等)	中 期 計 画 (○印は記載事項の例)
○大学の教育研究等の目標や経営戦略を踏まえ, 良好なキャンパス環境を形成するための基本方針	○施設等の整備に関する具体的方策 ○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策
2 安全管理に関する目標	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 ○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策 ○学生等の安全確保等に関する具体的方策
	VI 予算(人件費の見積りを含む), 収支計画及び資金計画
	VII 短期借入金の限度額
	VIII 重要財産を譲渡し, 又は担保に供する計画
	IX 剰余金の使途
	X その他 1 施設・設備に関する計画
	2 人事に関する計画
	3 中期目標期間を超える債務負担
	4 中期目標期間における学部, 研究科の名称と収容定員

4 法人評価における共通の観点

年度評価, 中期目標期間評価において取り上げる共通の観点は次のとおりです

中 期 目 標	共 通 の 観 点
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標	戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用 法人としての総合的な観点からの戦略的・効果的な資源配分 ※法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価及び必要に応じた資源配分の修正 (中期目標期間の評価のみ) 業務運営の効率化 収容定員を適切に充足した教育活動 外部有識者の積極的活用 監査機能の充実 男女共同参画の推進に向けた取組 ※教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し (中期目標期間の評価のみ) ※法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組 (中期目標期間の評価のみ)
IV 財務内容の改善に関する目標	財務内容の改善・充実 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じた人件費削減に向けた取組
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化 情報公開の促進
VI その他業務運営に関する重要目標	施設マネジメント 危機管理への対応策
各項目共通	業務実績の評価結果の運営への活用

5 年度評価における自己評価及び評価委員会評価

年度評価は、法人の自己評価に基づき、国立大学評価委員会により、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について評価が行われます

中 期 目 標	国立大学法人による自己評価	国立大学法人評価委員会による評価
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標	年度計画に係る事業の外形的・客観的な進捗状況を記述式により記載	専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を指摘
(2)附属病院に関する目標	年度計画に係る事業の進捗状況を記述式により記載	教育, 研究, 診療及び運営改善について進捗状況を評価し、特筆すべき点や遅れている点を示す
(3)附属学校に関する目標	〃	年度計画に係る事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、注目すべき点を示す
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標	年度計画の記載事項ごとに事業の進捗状況を次の4段階で自己評価し、その判断理由を記載	年度計画の除検証を踏まえ、中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を次の5段階で評価し、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す
1 運営体制の改善に関する目標	IV 年度計画を上回って実施している	「中期目標・中期計画の達成にむけて特筆すべき進捗状況にある」 (評価委員会が特に認める場合)
2 教育研究組織の見直しに関する目標	III 年度計画を十分に実施している	「中期目標・中期計画の達成にむけて順調に進んでいる」 (年度計画の記載事項がすべてIVまたはIII)
3 人事の適正化に関する目標	II 年度計画を十分には実施していない	「中期目標・中期計画の達成にむけて特筆すべき進捗状況にある」 (年度計画の記載事項がIVまたはIIIの割合が9割以上)
4 事務等の効率化・合理化に関する目標	I 年度計画を実施していない	「中期目標・中期計画の達成にむけて特筆すべき進捗状況にある」 (年度計画の記載事項がIVまたはIIIの割合が9割未満) 「中期目標・中期計画の達成にむけて特筆すべき進捗状況にある」 (評価委員会が特に認める場合)
IV 財務内容の改善に関する目標		
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標	〃	〃
2 経費の抑制に関する目標		
3 資産の運用管理の改善に関する目標		
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標		
1 評価の充実に関する目標	〃	〃
2 情報公開等の推進に関する目標		
VI その他業務運営に関する重要目標		
1 施設設備の整備・活用等に関する目標	〃	〃
2 安全管理に関する目標		

6 業務実績報告書の記載項目等

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名
- ② 所在地
- ③ 役員の状況
- ④ 学部等の構成
- ⑤ 学生数及び教職員数

5月1日現在の、学生数（学部学生・大学院生数ごと、留学生数を（ ）書きで内数記載）、教員数及び職員数（本務者で教員・職員ごと）を記載（学校基本調査と同数）。

(2) 大学の基本的な目標等

(3) 大学の機構図

○ 全体的な状況

法人の各事業年度の業務の実施状況を総括

大学の基本的な目標の達成に向けた取組状況

中期計画の全体的な進捗状況

各項目別の状況のポイント

各項目に横断的な事項の実施状況

当該年度に、特に重点的に取り組んだ、又は成果が上がった取組

全体の記載分量は、1～2枚程度

項目別の状況

- I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ① 運営体制の改善に関する目標

中期目標

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【1】	【1-1】			2
	【1-2】			1
【4】	【4-2】			1
	【4-3】			3
			ウェイト小計	10

- 「進捗状況」の欄は、年度計画の記載事項ごとに、以下の4種類から該当するローマ数字を記載
 - ・「年度計画を上回って実施している」 (IV)
 - ・「年度計画を十分に実施している」 (III)
 - ・「年度計画を十分には実施していない」 (II)
 - ・「年度計画を実施していない」 (I)
- 「判断理由（計画の実 施状況等）」の欄は、判断した理由（実施状況等）を記載
- 各記載事項について、項目内における重要性等を勘案してウェイト付けが可能
- 各項目の最後の箇所に「ウェイト付けの理由」の欄にウェイト付けを行う主な理由を記載

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ② 教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標	
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト
【5】	【5-1】			1
	【5-2】			1
【7】	【7-1】			1
	【7-2】			1
			ウェイト小計	6

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ③ 人事の適正化に関する目標

中期目標	
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由 (計画の実施状況等)	ウェイト
【8】	【8-1】			2
	【8-2】			3
【10】	【10-1】			1
	【10-2】			1
			ウェイト小計	9

I 業務運営・財務内容等の状況
 (1) 業務運営の改善及び効率化
 ④ 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【11】	【11-1】			4
	【11-2】			1
【13】	【13-2】			2
	【13-3】			1
			ウェイト小計	10
			ウェイト総計	35

[ウェイト付けの理由]

I - (1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

- ① 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化などを目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組
- ② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫
- ③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

2. 共通事項に係る取組状況

（業務運営の改善及び効率化の観点）

- 戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。
- 法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。
- 業務運営の効率化を図っているか。
- 収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。
- 外部有識者の積極的活用を行っているか。
- 監査機能の充実が図られているか。
- 男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。
- 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

記載分量については、2～3枚程度

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ① 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【1】	【1-1】			2
	【1-2】			1
【4】	【4-2】			1
	【4-3】			3
			ウェイト小計	10

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ② 経費の抑制に関する目標

中期目標	
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【5】	【5-1】			1
	【5-2】			1
【7】	【7-1】			1
	【7-2】			1
			ウェイト小計	6

I 業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 ③ 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	
------	--

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【8】	【8-1】			2
	【8-2】			3
【10】	【10-1】			1
	【10-2】			1
			ウェイト小計	9
			ウェイト合計	25

I - (2) 財務内容の改善に関する特記事項等

<p><u>1. 特記事項</u></p> <p><u>2. 共通事項に係る取組状況</u></p> <p>（財務内容の改善の観点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務内容の改善・充実が図られているか。 ○ 人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。 	
---	--

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び情報提供

① 評価の充実に関する目標

中期目標

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【1】	【1-1】			2
	【1-2】			1
【4】	【4-2】			1
	【4-3】			3
			ウェイト小計	10

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び情報提供

② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標

中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【5】	【5-1】			1
	【5-2】			1
【7】	【7-1】			1
	【7-2】			1
			ウェイト小計	6
			ウェイト合計	

I - (3) 自己点検・評価及び情報提供に関する特記事項等

1. 特記事項

2. 共通事項に係る取組状況

(自己点検・評価及び情報提供の観点)

- 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。
- 情報公開の促進が図られているか。

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要事項
 ① 施設整備の整備・活用等に関する目標

中期目標					
	中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【1】	【1-1】				2
	【1-2】				1
【4】	【4-2】				1
	【4-3】				3
				ウェイト小計	10

I 業務運営・財務内容等の状況
 (4) その他の業務運営に関する重要事項
 ② 安全管理に関する目標

中期目標					
	中期計画	年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【8】	【8-1】				2
	【8-2】				3
【10】	【10-1】				1
	【10-2】				1
				ウェイト小計	9
				ウェイト合計	25

I - (4) その他の業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

2. 共通事項に係る取組状況

(その他の業務運営の観点)

- 施設マネジメント等が適切に行われているか。
- 危機管理への対応策が適切にとられているか。

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

① 教育の成果に関する目標

中期
目標

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【81】	【81-1】	年度計画に係る事業の外形的、客観的な進捗状況等を総括的に記載 年度計画の記載事項ごとに進捗状況を記載する必要はなし
	【81-2】	
	【81-3、82-1】	
【82】	【82-1】	

II 教育研究等の質の向上の状況

(1) 教育に関する目標

② 教育内容等に関する目標

中期
目標

		計画の進捗状況
【84】	【84-1】	
【85】	【85-1】	

- II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ③ 教育の実施体制等に関する目標

中期目標

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【87】	【87-1】	
【88】	【88-1】	

- II 教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 ④ 学生への支援に関する目標

中期目標

		計画の進捗状況
【91】	【91-1】	
【92】	【92-1】	

- II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ① 研究水準及び研究の成果等に関する目標

中期 目標	
----------	--

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【95】	【95-1】	
【96】	【96-1】	

- II 教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 ② 研究実施体制等の整備に関する目標

中期 目標	
----------	--

		計画の進捗状況
【98】	【98-1】	
【99】	【99-1】	

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ① 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【103】	【103-1】	
【104】	【104-1】	

II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ② 附属病院に関する目標

中期目標

		計画の進捗状況
【107】	【107-1】	
【108】	【108-1】	

- II 教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 ③ 附属学校に関する目標

中期
目標

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
【110】	【110-1】	
	【110-2】	
	【110-3】	
【111】	【111-1】	

II 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○教育研究等の質の向上の状況

次の点について、当該年度の外形的・客観的な取組状況を記載

- ① 教育研究の高度化、個性豊かな大学づくりなどを旨とした、教育研究活動面における特色ある取組
- ② 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫
- ③ 自己点検・評価の過程で、中期目標・中期計画を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況
- ④ 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

○附属病院について

1. 特記事項

- ① 一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を旨とした特色ある取組。
- ② 特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取組
- ③ 大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況
- ④ その他、大学病院を取り巻く諸事情（当該大学固有の問題）への対応状況等、当該項目に関する平成20事業年度の状況

2. 共通事項に係る取組状況

- (1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組。（教育・研究面の観点）
- (2) 質の高い医療の提供のために必要な取組。（診療面の観点）
- (3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組。（運営面の観点）

○附属学校について

(1) 学校教育について

- 実験的、先導的な教育課題への取組状況。
- 地域における指導的あるいはモデル的学校となるような、教育課題の研究開発の成果公表等への取組状況。

(2) 大学・学部との連携

- 大学・学部の間における附属学校の運営等に関する協議機関等の設置状況。
- 大学・学部の教員が一定期間附属学校で授業を担当したり、行事に参加したりするようなシステムの構築状況。
- 附属学校の大学・学部のFDの場としての活用状況。

①大学・学部における研究への協力について

- 大学・学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践状況。
- 大学・学部と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践状況。

②教育実習について

- 大学・学部の教育実習計画における、附属学校の活用状況。
- 大学・学部の教育実習の実施協力を行うための適切な組織体制の整備状況。
- 大学・学部と遠隔地にある附属学校においても支障が生じない教育実習の実施状況。

記載分量は2～3枚程度

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を添付

Ⅳ 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額	1 短期借入金の限度額	
2 想定される理由	2 想定される理由	

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績

Ⅵ 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績

Ⅶ その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
	総額	施設整備費補助金 () 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費補助金 ()		総額	施設整備費補助金 () 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費補助金 ()		総額	施設整備費補助金 () 船舶建造費補助金 () 長期借入金 () 国立大学財務・経営センター施設費補助金 ()
(注1)								
(注2)								

○ 計画の実施状況等

「施設・設備の内容」の欄の内容ごとに計画の実施状況や、計画と実績に差異がある場合の主な理由を記載

Ⅶ その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績

7 中期目標期間評価における自己評価及び評価委員会評価

中期目標期間評価は、法人の自己評価に基づき、大学評価・学位授与機構の評価結果を尊重し、評価委員会による中期目標の達成状況について評価が行われます

中 期 目 標	国立大学法人による自己評価	国立大学法人評価委員会による評価
II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育に関する目標 (1)教育の成果に関する目標 (2)教育内容等に関する目標 (3)教育の実施体制等に関する目標 (4)学生への支援に関する目標 2 研究に関する目標 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等の整備に関する目標 3 その他の目標 (1)社会との連携, 国際交流等に関する目標	教育研究評価に係る実績報告書を機構へ提出 実績報告書は、「中期目標の達成状況報告書」と「学部・研究科の現況調査表」から構成	機構に対して専門的な観点からの評価を要請し、その結果を尊重する 機構は、達成状況報告書等により次の5段階で達成状況の評価 「中期目標の達成状況が非常に優れている」 「中期目標の達成状況が良好である」 「中期目標の達成状況がおおむね良好である」 「中期目標の達成状況が不十分である」 「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」
(2) 附属病院に関する目標	中期計画に係る事業の進捗状況を記述式により記載	中期目標の達成状況に基づき評価を行う
(3) 附属学校に関する目標	〃	〃
III 業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 2 教育研究組織の見直しに関する目標 3 人事の適正化に関する目標 4 事務等の効率化・合理化に関する目標	中期計画の記載事項ごとに事業の進捗状況を次の4段階で自己評価し、その判断理由を記載 IV 中期計画を上回って実施している III 中期計画を十分に実施している II 中期計画を十分には実施していない I 中期計画を実施していない	中期計画の検証を踏まえ、中期目標の達成状況を次の5段階で評価し、優れた点や改善すべき点について指摘する 「中期目標の達成状況が非常に優れている」 (評価委員会が特に認める場合) 「中期目標の達成状況が良好である」 (中期計画の記載事項がすべてIVまたはIII) 「中期目標の達成状況がおおむね良好である」 (中期計画の記載事項がIVまたはIIIの割合が9割以上) 「中期目標の達成状況が不十分である」 (中期計画の記載事項がIVまたはIIIの割合が9割未満) 「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」 (評価委員会が特に認める場合)

7 中期目標期間評価における自己評価及び評価委員会評価

中 期 目 標	国立大学法人による自己評価	国立大学法人評価委員会による評価
IV 財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 2 経費の抑制に関する目標 3 資産の運用管理の改善に関する目標	〃	〃
V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 2 情報公開等の推進に関する目標	〃	〃
VI その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 2 安全管理に関する目標	〃	〃

8 中期目標の達成状況報告書

○本学の中期目標を次表の3階層(「大項目」,「中項目」,「小項目」)に区分し,小項目から順次自己評価を積み上げ,最終的に中項目の自己評価を行う

大項目	中項目	小項目	中期計画
1 教育に関する目標	(1)教育の成果に関する目標 (2)教育内容等に関する目標 (3)教育の実施体制等に関する目標 (4)学生への支援に関する目標	各「中項目」の下に定められている個々の中期目標	関連する中期計画
2 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等の整備に関する目標 (3)研究実施体制等の整備に関する目標	〃	〃
3 社会との連携,国際交流等に関する目標	(1)社会との連携,国際交流等に関する目標	〃	〃

○達成状況の自己評価

1 各小項目に関連する中期計画ごとの分析を行い,小項目ごとに次の4段階で達成状況を判断し,理由を記載する

2 各小項目の達成状況を基に,中項目ごとに次の4段階で達成状況を判断し,理由を記載する

判断を示す記述	判断の際の考え方
目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動,成果の状況からみて,目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
目標の達成状況が良好である	取組や活動,成果の状況からみて,目標の達成状況が良好であると判断される場合
目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動,成果の状況からみて,目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
目標の達成状況が不十分である	取組や活動,成果の状況からみて,目標の達成状況が不十分であると判断される場合

9 学部・研究科の現況調査表

○教育研究の状況の評価は、学部・研究科の現況分析結果(「教育」と「研究」の水準及び質の向上度)を踏まえて実施される。

教育水準の分析項目と基本的な観点

分析項目	基本的な観点
I 教育の実施体制	○ 基本的組織の編成 ○ 教育内容, 教育方法の改善に向けて取り組む体制
II 教育内容	○ 教育課程の編成 ○ 学生や社会からの要請への対応
III 教育方法	○ 授業形態の組合せと学習指導法の工夫 ○ 主体的な学習を促す取組
IV 学業の成果	○ 学生が身に付けた学力や資質・能力 ○ 学業の成果に関する学生の評価
V 進路・就職の状況	○ 卒業(修了)後の進路の状況 ○ 関係者からの評価

研究水準の分析項目と基本的な観点

分析項目	基本的な観点
I 研究活動の状況	○ 研究活動の実施状況
II 研究成果の状況	○ 研究活動の状況

○水準の自己評価

1 各分析項目における基本的な観点ごとに分析を行い、分析項目ごとに次の4段階で水準を判断し、理由を記載する

判断を示す記述	判断の際の考え方
期待される水準を大きく上回る	取組や活動, 成果の状況が非常に優れており, それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を大きく上回ると判断される場合
期待される水準を上回る	取組や活動, 成果の状況が優れており, それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待を上回ると判断される場合
期待される水準にある	取組や活動, 成果の状況は良好であり, それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に応えていると判断される場合
期待される水準を下回る	取組や活動, 成果の状況に問題があり, それぞれの学部・研究科等で想定する関係者の期待に応えられていないと判断される場合

○質の向上度の判断

法人化時点と評価時点の水準を比較し、水準の向上があったと判断する取組事例、データを示し、理由を記載する
なお、質の向上度の段階判定は求められないが、機構の評価報告書では、次の3段階で判定される

(参考)質の向上度の段階判定の区分表

判断を示す記述
大きく改善, 向上している 又は 高い質(水準)を維持している (どちらかを選択)
相応に改善, 向上している
改善, 向上しているとは言えない

10 学部・研究科の現況分析

○機構は、学部・研究科における「教育の水準及び質の向上度」「研究の水準及び質の向上度」について、大学から提出された現況調査表等により分析項目ごとに評価を実施

教育水準の分析項目

分析項目
I 教育の実施体制
II 教育内容
III 教育方法
IV 学業の成果
V 進路・就職の状況

研究水準の分析項目

分析項目
I 研究活動の状況
II 研究成果の状況

○教育・研究水準の評価

分析項目ごとに次の4段階で水準を判断し、理由が記載される

判断を示す記述
期待される水準を大きく上回る
期待される水準を上回る
期待される水準にある
期待される水準を下回る

○質の向上度の評価

教育及び研究の区分ごとに次の3段階で判定され、理由が記載される

判断を示す記述
大きく改善, 向上している 又は 高い質(水準)を維持している (どちらかを選択)
相応に改善, 向上している
改善, 向上しているとは言えない

11 第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する項目別評価結果の推移

(□は本学の推移を示す)

(1)業務運営の改善及び効率化 【計画番号 No.143~182】	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
	(全90法人中)	(全90法人中)	(全91法人中)	(全91法人中)	(全95法人中)	(全93法人中)
「特筆すべき進捗状況にある」	8法人(9%)	12法人(13%)	8法人(9%)	4法人(4%)	11法人(12%)	7法人(8%)
「順調に進んでいる」	61法人(68%)	52法人(58%)	57法人(62%)	66法人(73%)	54法人(57%)	37法人(40%)
「おおむね順調に進んでいる」	17法人(19%)	19法人(21%)	19法人(21%)	18法人(20%)	22法人(23%)	39法人(42%)
「やや遅れている」	4法人(4%)	7法人(8%)	7法人(8%)	3法人(3%)	8法人(8%)	10法人(11%)
「重大な改善事項がある」	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)

■ 「特筆すべき進捗状況にある」と評価された事項とその理由（業務の実績に関する評価結果から抜粋）

平成19年度： 教員個人評価の処遇反映のためのガイドラインを制定し、全教員に対して昇給査定に適用する先進的な取組が行われている等を総合的に勘案したことによる。

平成21年度： 男女共同参画推進に関する積極的な取組が行われていること等を総合的に勘案したことによる。

(2)財務内容の改善 【計画番号 No.183~190】	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
	(全90法人中)	(全90法人中)	(全91法人中)	(全91法人中)	(全95法人中)	(全93法人中)
「特筆すべき進捗状況にある」	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	3法人(3%)
「順調に進んでいる」	83法人(92%)	77法人(86%)	84法人(93%)	81法人(89%)	82法人(86%)	50法人(54%)
「おおむね順調に進んでいる」	7法人(8%)	10法人(11%)	5法人(5%)	7法人(8%)	11法人(12%)	40法人(43%)
「やや遅れている」	0法人(0%)	3法人(3%)	2法人(2%)	3法人(3%)	2法人(2%)	0法人(0%)
「重大な改善事項がある」	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)

(3)自己点検・評価及び情報提供 【計画番号 No.191~196】	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
	(全90法人中)	(全90法人中)	(全91法人中)	(全91法人中)	(全95法人中)	(全93法人中)
「特筆すべき進捗状況にある」	0法人(0%)	1法人(1%)	0法人(0%)	7法人(8%)	5法人(5%)	4法人(4%)
「順調に進んでいる」	87法人(97%)	87法人(97%)	82法人(91%)	80法人(88%)	79法人(83%)	51法人(55%)
「おおむね順調に進んでいる」	2法人(2%)	1法人(1%)	3法人(3%)	3法人(3%)	8法人(8%)	35法人(38%)
「やや遅れている」	1法人(1%)	1法人(1%)	6法人(6%)	1法人(1%)	3法人(3%)	3法人(3%)
「重大な改善事項がある」	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)

(4)その他業務運営に関する重要事項【計画番号 No.197~214】	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成16年度
	(全90法人中)	(全90法人中)	(全91法人中)	(全91法人中)	(全95法人中)	(全93法人中)
「特筆すべき進捗状況にある」	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	1法人(1%)
「順調に進んでいる」	87法人(97%)	81法人(90%)	76法人(84%)	80法人(88%)	84法人(88%)	52法人(56%)
「おおむね順調に進んでいる」	1法人(1%)	7法人(8%)	12法人(13%)	10法人(11%)	9法人(9%)	37法人(40%)
「やや遅れている」	2法人(2%)	2法人(2%)	3法人(3%)	1法人(1%)	2法人(2%)	3法人(3%)
「重大な改善事項がある」	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)

1.2 年度評価結果の指摘事項及び翌年度の取組状況（平成16年度）

項目	平成16年度評価結果の指摘された事項	翌年度の取組状況
業務運営の改善及び効率化	<p>大学院博士課程において、学生収容定員の充足率が85%を満たされなかったことから、今後、速やかに定員の充足や入学定員の適正化に努める必要がある。</p>	<p>大学院の学生充足率アップについては緊急の課題とし、役員会において中央教育審議会答申「新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—」に関する勉強会を実施した。</p> <p>また、文部科学省担当事務官を招いての学内職員向けの講演会を実施するとともに、各研究科においても具体的な対策を検討し、学生募集のPRの強化や入学者選抜方法の改善を行った。その結果、平成18年度入学者数が増加し、一定の改善が見られた。</p> <p>平成17年5月1日現在の大学院博士課程の充足率は、課程全体で81%であったが、平成18年度当初は89%となった。なお、各研究科では引き続き、博士課程改革に向けた検討を行っている。</p>
	<p>松江キャンパスと出雲キャンパスを結んでTV会議等を活用したり、会議の時間管理を行っている点は評価できる。事務等の効率化・合理化については今後の効果が期待される。</p>	<p>事務組織再編の検討に併せ、事務系幹部職員で構成する事務連絡会議の下に、系統別に5つの「業務改善及び外部委託に関する検討ワーキンググループ」を設置し、40項目の業務改善・外部委託事項を実施し、合理化・効率化を図った。</p>
財務内容の改善	<p>外部資金導入については科学研究費補助金の申請件数が13.3%アップの613件と増えているのは評価できる。外部資金確保に向けた具体的な方策の構築が期待される。</p>	<p>外部資金の導入を前提とする寄附講座、寄附研究部門等に関する規則を整備し、島根県から1,000万円を受け入れ、寄附研究部門（島根県連携新技術研究開発部門）を設置した。</p> <p>大学と学部等同窓会を結ぶ緩やかな連合組織として、会員相互の交流と連携、親睦を通し、島根大学の発展に寄与することを目的として、「島根大学同窓会連合会」を大学主導で設立した。同窓会へ向けた広報活動や、寄附金募集等について具体化するため、幹事会（本学役員、職員をそのメンバーとして含む）を設置し、検討を開始した。</p>

		<p>法人の諸活動の支援と財務基盤の強化を目的として「島根大学教育研究支援基金」の創設に向けて、検討委員会を設置し、検討に着手した。</p>
自己点検・評価及び情報提供	<p>各学部及び全学の自己点検・評価は平成 19 年度に実施することを想定し、評価室を設置して、教員の多面的評価システムの構築を念頭にデータベースの項目を選定し、システム開発に着手しているが、早急に具体化されることが望まれる。</p>	<p>本学独自の大学評価情報データベースシステムの開発を行い、その一部として教員情報入力システムを開発し、データ入力の試行を行った。</p> <p>平成 18 年度に全学の教員による一斉入力を行い、教員個人評価の根拠データとして利用し、また、学外への情報提供を図るとともに、学術コミュニケーションコンテンツの拡大を図るため、本学の大学評価データベースを基にした学術機関リポジトリや研究シーズ集への活用についても検討を開始した。</p>
	<p>教員の個人業績評価システムの整備について、一学部が先行しているようだが、早急に全学統一のシステム整備が望まれる。</p>	<p>国立大学法人評価委員会からの評価結果を踏まえ、全学的に統一した教員の多面的評価システムを構築するため、「教員評価基準骨子」、「教員評価規則骨子」及び「教員評価スケジュール」を大学評価評議会にて策定した。</p> <p>「教員評価基準骨子」、「教員評価規則骨子」を基に教員評価の試行を実施し、それぞれの検証を行ったうえで、平成 18 年度中に「教員評価基準」、「教員評価規則」として確定していく。また、教職員の職務に対するモチベーションを高めるため、評価結果を給与等の処遇に反映させることとしているが、その具体的方法についても検討を開始した。</p>

年度評価結果の指摘事項及び翌年度の取組状況（平成 17 年度）

項 目	平成 17 年度評価結果の指摘された事項	翌年度の取組状況
業務運営の改善及び効率化	<p>大学院博士課程において、学生収容定員の充足率が 85% を満たさなかったことから、引き続き、速やかに定員の充足や入学定員の適正化に努める必要がある。</p>	<p>医学部研究科では、大学院ホームページの内容充実を図り、研究科紹介と学生募集のための TV 番組を地元のケーブル TV で作成し放映した。また、博士課程での社会人募集のため卒後初期研修医にダイレクトメールによる大学院への勧誘を実施し、平成 18 年度は大学院博士課程において 90% の充足率を確保した。</p>
	<p>生物資源科学部において、点検した各講座、附属生物資源教育研究センターの設置理念・目的に基づいて、カリキュラムを改革することについては、カリキュラムの大枠策定にとどまっております、早急な対応が求められる。</p>	<p>カリキュラム改革委員会が 17 年度末までに取りまとめた案を 18 年度に再検証した上で、エッセンシャルミニマムの達成に合うカリキュラムを 19 年度入学生に提供できるようにした。中央教育審議会答申「新しい時代の大学院教育」を踏まえ、カリキュラムの一部改訂、授業内容及び教育方法の改善を行った。</p>
財務内容の改善	<p>年度計画【183】「②外部研究資金(科研費を除く。)獲得マニュアルを作成の上、周知を行うとともに説明会を開催する。」(実績報告書 96 頁)については、外部研究資金獲得マニュアルの策定が原案作成にとどまっております、説明会を開催するに至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。【法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる事項】</p>	<p>科研費以外の外部資金についても計画的な獲得を図るため、「外部研究資金獲得マニュアル」を策定し学部教授会において外部資金獲得に関する説明会を行った。</p>
その他業務運営に関する重要事項	<p>化学物質に関する作業管理、排出抑制、事故防止及び安全教育・訓練等を行い、安全で快適な教育環境の確保を図るため、「試薬管理業務指示書」が策定されている。なお、大学全体として総合的な「危機管理体制整備に関する基本的な考え方」及び「危機管理指針」が制定されているが、</p>	<p>平成 18 年 3 月に「危機管理体制整備に関する基本的な考え方」及び「島根大学危機管理指針」を定め、危機管理に対する本学の方針と対応について定めた。この指針に基づき、大学が直面する危機について、そのリスク内容を調査・分析するとともに、3 段階の危機レベルを設定し、総合的な危機対応マニュアルとして「危機管理マニュアル」</p>

	<p>マニュアル作成の基本方針を示すにとどまっており、災害、事件・事故等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が期待される。</p>	<p>を作成した。また、危機管理マニュアルに基づき、個別の危機に対応するものとして、災害・事故に関する「災害対策マニュアル」を作成した。</p>
	<p>「情報セキュリティ対策基準」及び「実施手順書」の策定は、原案作成にとどまっており、情報セキュリティを確保するためにとるべき対策及びその水準をさらに高めるための対策を講じることが求められる。</p>	<p>平成17年度に情報セキュリティポリシー策定専門委員会が作成した原案を基に、現時点の状況を反映させるように見直しを行いながら、全学を対象とした「情報セキュリティ対策基準」を制定した。これに基づき、「情報セキュリティ実施手順書」及び個人情報の安全管理に関する「個人情報安全管理マニュアル」を作成し、学内説明会を実施した。</p>

年度評価結果の指摘事項及び翌年度の取組状況（平成 18 年度）

項 目	平成 18 年度評価結果の指摘された事項	翌年度の取組状況										
財務内容の改善	<p>財政基盤を強化するため、「島根大学支援基金」を創設し、役員及び教職員を対象に募金を開始している。なお、今後、募集対象範囲の拡大を検討することが期待される。</p>	<p>「島根大学支援基金」の募金の対象を職員OB、卒業生、在学生及び合格者（新入生）の保護者など学外へ拡大した。</p>										
	<p>資産運用に当たっては、資金管理方針に基づいて効率的な運用に努め、約 1,600 万円の財務収益を得ている。なお、資産の運用益は用途を明確にし、戦略的・効果的に使用することが期待される。</p>	<p>運用益は、予算に計上し、教育・研究経費等に充てることとした。（平成 19 年度予算編成から実施済。）</p>										
	<p>治験研究の受入件数の減（10 件→3 件）等が影響し、外部資金比率が 2.6%（対前年度比 0.2%減）となっているが、治験専門の一般病院との競合を考慮しつつ、契約の相手方の負担を軽減する契約方法とするなど、受入件数を増やすために取り組んでおり、今後の増収が期待される。</p>	<p>臨床研究費の受入れについて契約相手方の負担を軽減する契約方法の改善等を行った結果、対前年度比で受入額が倍増した。</p> <p>○臨床研究（治験研究を含む）の受入件数・金額</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>89 件</td> <td>55,706 千円</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>121 件</td> <td>115,840 千円</td> </tr> </table> <p>○外部資金比率の改善状況</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>3.0%</td> </tr> </table>	平成 18 年度	89 件	55,706 千円	平成 19 年度	121 件	115,840 千円	平成 18 年度	2.6%	平成 19 年度	3.0%
	平成 18 年度	89 件	55,706 千円									
平成 19 年度	121 件	115,840 千円										
平成 18 年度	2.6%											
平成 19 年度	3.0%											
<p>中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。</p>	<p>平成 17 年度計画予算における「総人件費改革」に係る削減の対象となる人件費総額 11,899 百万円に対して、平成 19 年度決算額は、11,139 百万円となり、760 百万円を削減（削減率 6.39%）した。</p>											

自己点検・評価 及び情報提供	評価結果の給与・賞与等への反映について、併せて検討することが期待される。	<p>「教員個人評価に関する規則」を制定し、個人(教員)評価基準(骨子)に基づき常勤の教員を対象にした個人評価を実施した。</p> <p>教員評価結果を昇給、賞与等の処遇に反映させる「教員個人評価処遇反映のためのガイドライン」を制定し、平成20年1月からの昇給査定に適用した。</p> <p>大学教員における教員個人評価については、平成18年度試行実施を経て、平成19年度から本格実施し、平成20年1月1日の査定昇給から、全ての大学教員に対して適用した。</p>
社会との連携, 国際交流等	産学連携による大学院教育も視野に入れたポストドクトラルフェロー派遣制度について、派遣の有効性について複数の地元企業と意見交換が行われている。なお、制度については継続検討とされているが、年度計画に鑑み、早急な検討が期待される。	共同研究を前提としたポストドクトラルフェローの派遣について、鳥取県埋蔵文化財センターと「研究者派遣に関する覚書」を締結し、研究員1名を試行的に短期間(平成20年1月28日から3月20日)随時派遣した。
附属病院に関する事項	今後、初診紹介患者予約システムの整備や戦略企画室の活動、院内SPDの導入等の計画を着実に進めるとともに、病院運営の更なる活性化を図りアクティビティを高めるために、運営充実に向けた更なる取組が期待される。	<p>戦略企画室の活動については、外部有識者2名を加えた「附属病院運営経営懇談会」を設置し、第1回会議を開催し提案意見に対して改善に着手した。</p> <p>また、院内SPDの導入に関しては、物流管理システム及び薬品在庫管理システムを含む院内物流中央管理システム(SPD)の構築を行い、医療材料、医薬品等の請求、購入、在庫管理、出庫管理及び在庫管理の効率化を実現した。</p> <p>なお、病院運営の更なる活性化・運営充実に向けては、「がん相談部門」を備えた「医療相談支援室」を設置のほか、以下に掲げる取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「栄養治療科」及び「栄養管理室」を廃止し、新たに「臨床栄養部」を設置 ・「漢方教育診療」、「子どものこころ診療部」、「看護専門外来」、「女性相談外来」を開設し、専任スタッフを配置して診療を開始

		<ul style="list-style-type: none"> ・産科婦人科を「産科」と「婦人科」に，呼吸器・腎臓内科を「呼吸器内科」と「腎臓内科」にそれぞれ再編 ・平成 18 年度に出雲市と出雲圏域の医療機関が策定した地域連携パスを基に，本院の電子カルテ上で脳卒中及び大腿骨骨折のクリニカルパスを作成し，県内関連医療機関へ送付し病院間連携を強化 ・「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受け，県内地域がん診療連携拠点病院との支援体制の構築と，関係者を対象とした医療教育・研修に着手 ・MR I，CTのフィルムレス化を図り，各診療科等で画像データ情報の共有化と迅速な画像診断を実現
--	--	--

年度評価結果の指摘事項及び翌年度の取組状況（平成 19 年度）

項 目	平成 19 年度評価結果の指摘された事項	翌年度の取組状況
業務運営の改善 及び効率化	<p>教員以外の職員については平成 20 年度から処遇に反映することとしており，本格実施に向けて着実に取組を進展させることが期待される。</p>	<p>昨年度の大学教員個人評価の本格実施及びその結果に基づく処遇への反映に続き，「大学教員以外の職員個人評価処遇反映のためのガイドライン」を制定し，一般職員，医療職員及び附属学校教員についても個人評価結果を給与等の処遇へ反映させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人評価制度の導入年月：平成 19 年 12 月 1 日本実施 ・個人評価結果の処遇への反映状況：平成 20 年 6 月以降において勤勉手当や定期昇給に反映
	<p>男女共同参画の推進について，講演会の開催，女性研究者を増やすための方策に関するアンケート実施，平成 20 年度科学技術振興調整費（女性研究者支援モデル育成事業）に取り組んでおり，女性教員数は 87 名（対前年度比 3 名増），女性教員比率は 12.6%（対前年度比 0.1% 増）となっている。今後，適正な数値目標の実現に向けた取組が期待される。</p>	<p>男女共同参画推進室を設置し，専任講師を配置した。既に活動していた医学部女性スタッフ支援室と連携して，女性研究者支援対策として，女性研究者支援員制度を構築し，研究支援員を配置するとともに，女性支援カウンセラーを配置し，相談業務を開始する等の取り組みを行った。また，常任理事懇談会等において，外国人教員，女性教員等の比率を高める方策として，インセンティブを付与する仕組みについて意見交換を行った。</p>
財務内容の改善	<p>中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて，着実に人件費削減が行われている。今後とも中期目標・中期計画の達成に向け，教育研究の質を確保しつつ，人件費削減の取組を行うことが期待される。</p>	<p>17 年度計画予算における「総人件費改革」に係る削減の対象となる人件費総額 11,899 百万円に対して，平成 20 年度決算額は 11,113 百万円となり，786 百万円を削減（削減率 6.61%）した。</p>

自己点検・評価 及び情報提供	<p>島根大学憲章の精神を表すキャッチフレーズと学章を組み込んだロゴマーク等を用いた広報活動が第32回島根広告賞「C I (Corporate Identity)部門」で金賞を受賞し、広報活動の成果があらわれており、引き続き、島根大学広報・広聴活動プランに沿った取組が期待される。</p>	<p>平成 20 年度の広報・広聴計画に基づき、次のとおり広報・広聴活動に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年度に引き続き、月 1 回の定例記者会見を実施 ・7月に経済 4 団体との懇談会、12月に記者との懇談会を実施 ・大学概要、大学案内、ニューズレター、広報「しまだい」及び学生向け広報誌「b e」を発行。広報「しまだい」は地域住民・企業・地方公共団体等に配布 ・大学歌を収録したCDを作成し、本学HPに掲載
その他業務運営 に関する重要事項	<p>年度計画【208】「薬品管理システムの試行を実施するとともに、その評価と検証を踏まえて平成 19 年度中の本格導入を目指す」（実績報告書 82 頁）については、平成 19 年度中には本格導入に至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。</p>	<p>薬品管理システムの本格導入に当たって、EMS 実施委員会実験系作業部会及び実験系教員を中心として、化学物質の消費、貯蔵、実験廃液及び廃棄物処理の一元的な管理について検討した結果、薬品管理システムの薬品データの種類が膨大で、大学が実験で使用する薬品は、市販ソフトウェアでは対応できず、各大学の実情に合わせたデータベースの構築及び保守管理を行う必要があり、日常業務に与える業務量が多く、各大学でも課題となることが判明した。これにあわせ、本学の薬品管理の現状として、化学物質の消費、貯蔵管理に関しては各実験系研究室で従来からの台帳管理が浸透していること、実験廃液及び廃棄物処理に関しては、EMS 実施委員会実験系作業部会による「実験系廃棄物・廃液管理手引き」の見直しが随時行われ、その都度、周知・徹底が図られていること、労働安全衛生委員会による職場環境の安全衛生管理が確立していること、学内関係諸規則等で薬品管理に関し規定し適正かつ迅速な管理体制を整備していることなど、P R T R法の求める基準を十分に満たす状況にあり、中期目標・中期計画に掲げた事項を十分に確保されていると判断し、学内LANを用いた薬品管理システムの運用によらず、現状の管理方法を徹底することとした。</p>

<p>研究に関する事項</p>	<p>テキサス州立大学ダラス校との教育研究活動に関する交流協定を締結しており、今後、産業技術交流等において大きく前進されることが期待される。</p>	<p>外国人研究者の招聘支援として島根教育学術文化国際交流基金を活用し、北テキサス大学のナノテク分野の研究者を本学の重点研究プロジェクト「S-匠ナノメディシンプロジェクト」に関連して招聘するとともに、「ナノメディシン国際シンポジウム」(島根県産業技術センターと共催)において招待講演を実施した。</p>
<p>附属病院に関する事項</p>	<p>今後、医師や看護師の確保等医療スタッフの確保に努力するとともに、収支状況の改善に向けたさらなる取組が期待される。</p>	<p>医師や看護師の確保等医療スタッフの確保については、「地域医療教育研修センター」を設置し、県内地域医療機関及び县市町村行政との連携・協力のもと、卒前・卒後から生涯教育まで一貫した地域医療人育成の教育システムの構築に着手した。</p> <p>島根県から研修医等定着特別対策事業の受託を受け、本院を中心に島根県及び県内の関連医療機関とともに、若手医師等の地域定着やキャリア形成の取組状況を説明し連携強化を図った。</p> <p>全国の大学病院としては初めて、医員及び研修医に対して年俸制を導入し、常勤化と医員のパート勤務を実現するなど処遇改善を図った。</p> <p>附属病院女性スタッフ支援室で、保育士2名を採用し、病児・病後児保育の開始、学会等開催時の一時託児の開始及び病棟看護師の2交代制勤務の施行開始など、看護師等女性スタッフの就業環境の支援強化を行った。</p> <p>外部有識者2名を加えた附属病院経営懇談会を開催し、本院の経営改善の取組現状等について意見交換を行い、病院再開発で機能強化する部署に対応した専門医師の確保及び看護職員の確保対策の強化を図ることとした。</p> <p>収支状況の改善に向けた取組については、放射線部で、完全フィルムレス化と造影剤のジェネリック製品への切替により、年間約41,138千円の購入経費削減を図った。</p> <p>他大学等の納入実績及び契約実績等を調査し、メーカー等と定期的な価格交渉を行うことにより診療経費削減に取り組み、医薬品の値引きで年間約13,580千円、医療材料費で年間約1,998千円の削減を図った。また、契約業務の効率化等を見据えて請負契約</p>

		の複数年化を推進し年間約 2,063 千円の経費削減を図った。
--	--	---------------------------------

年度評価結果の指摘事項及び翌年度の取組状況（平成 20 年度）

項 目	平成 20 年度評価結果の指摘された事項	翌年度の取組状況
業務運営の改善及び効率化	<p>教員の新規採用者に占める女性教員比率については、平成 22 年度末までに 25%を設定しているが、平成 20 年度の達成率は 18.9%であることから、今後の着実な取組が期待される。</p>	<p>本学に勤務する職員，在学する学生等の育児と仕事又は勉学の両立を支援するため，看護師又は保育士資格をもつ「病後児保育サポーター」が，保護者（職員，学生）の自宅又は病後児保育サポーターの自宅で保育を提供する派遣型病後児保育サポートを開始した。「評価（競争的）配分経費」において，採用実績等（女性教員及び外国人教員の増員の状況）をその配分に反映することとした。</p>
財務内容の改善	<p>中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて，着実に人件費削減が行われている。今後とも，中期目標・中期計画の達成に向け，教育研究の質の確保に配慮しつつ，人件費削減の取組を行うことが期待される。</p>	<p>引き続き，特任教員制度や特別嘱託講師制度を活用し，教育研究の質の確保に配慮しつつ，教員の総人件費の抑制に努めた結果，平成 17 年度計画予算における「総人件費改革」に係る削減の対象となる人件費総額 11,899 百万円に対して，平成 21 年度決算額は 10,804 百万円であり，1,095 百万円（9.2%）の削減となった。</p> <p>人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた（削減率を補正した）場合，その削減率は 7.5%で，中期計画に掲げた数値目標を達成した。</p>
その他業務運営に関する重要事項	<p>平成 19 年度評価で評価委員会が指摘した薬品管理システムの本格導入を目指すことについては，システムの導入が行われていないことから，薬品管理の効率的・機能的な取組を計画的に行うことが求められる。</p>	<p>薬品管理システムの運用については，導入に伴う費用対効果，日常の管理・運用業務に与える業務量が多いこと，また，安全管理体制には支障がなく，現状の紙ベースでの管理でも支障がないこと等を総合的に勘案し，最終的にコンピュータシステムによる管理体制の構築は見送ることとした。</p>
附属病院に関する事項	<p>今後，高度な診療・治療体制の強化を図っていくためにも，7 対 1 看護体制の導入・看護職員の安定的充足に</p>	<p>平成21年度においては，看護学校訪問等の従来の取組を継続するとともに，新たに「看護師大募集作戦」と称し，PR用DVD</p>

	<p>全力を挙げるとともに、先端的医療の導入に向けたさらなる取組が期待される。</p>	<p>の作成、テレビでのコマーシャル放映、新聞広告（一面掲載）など集中的に募集を行った。また、看護部においては、本学看護学科教員と定例会議を開催するなど連携・協働を行い、当学科卒業生の本院就職に努めた。これらの結果、平成22年4月1日採用者53名（昨年度41名）を確保した。</p> <p>平成22年度において、募集活動を強力に推し進めるとともに、本学医学部看護学科に在籍する学生及び保健師助産師看護師法に規定する本学以外の学校又は養成所に在籍する学生に対し、それぞれ「看護師等育成奨学金制度」を新たに導入したほか、県外（岡山市、神戸市）において採用試験を実施した。</p> <p>このような取り組みにより、現在、採用試験を実施中ではあるが、本学看護学科生の採用見込者数は18名であり、昨年度の11名を大きく上回っており、本学以外の看護師養成学校からも採用見込者数の増加が見込まれる。</p> <p>確保対策の外、新規採用者の離職防止を図るとともに、卒後教育の企画・運営を行い卒後研修制度の充実を目指し、教育担当専任看護師（看護師長1名、副看護師長3名）を新たに専任で配置し、各病棟の教育委員（看護師）と密接に連携をとり、新人看護師等の業務サポートを行っている。</p> <p>以上の取組から7対1看護体制への移行は、平成23年度の新病棟開院も視野に入れ、新採用者が卒後研修を終了する平成23年10月以降を目標に、遅くとも平成24年度の早い時期に実施する方向で、現在看護学科を含む病院関係者一丸となって鋭意看護師確保対策に取り組んでいる。</p>
--	---	---

年度評価結果の指摘事項及び翌年度の取組状況（平成 21 年度）

項 目	平成 21 年度評価結果の指摘された事項	翌年度の取組状況
財務内容の改善	<p>中期計画における総人件費改革を踏まえた人件費削減目標の達成に向けて、着実に人件費削減が行われている。今後とも、中期目標・中期計画の達成に向け、教育研究の質の確保に配慮しつつ、人件費削減の取組を行うことが期待される。</p>	
その他業務運営に関する重要事項	<p>平成 19 年度から平成 20 年度までの評価結果で評価委員会が課題として指摘した、薬品管理システムの構築、運用等については、導入に伴う費用対効果、日常の管理・運用業務に与える業務量が多いこと、安全管理体制には支障がなく、現状の紙ベースでの管理でも支障がないこと等を勘案してコンピュータシステムによる管理体制の構築、運用は見送ることとしているものの、内部監査の所見において、「契約事務マニュアル(教員等用)」に従った毒物、劇物等のデータ入力がないと指摘されていることから、さらなる安全管理の徹底が期待される。</p>	
附属病院に関する事項	<p>今後、ドクターヘリの導入も検討していることから、社会的に重要な政策課題等に積極的に参画していくとともに、引き続き、7 対 1 看護体制の導入、看護職員の安定的充足に向けて、附属病院が一丸となって全力で取り組む体制の構築が期待される。</p>	

13 中期目標期間評価結果の指摘事項及び改善状況

項目	評価結果の指摘事項	改善状況
教育に関する事項	<p>○ 中期計画「既卒者に対する就職支援を強化するため、就業状況や求人情報を取りまとめた情報システムを整備する」について、就職相談のみで、情報提供のためのシステム整備は十分に進捗しているとはいえないことから、改善することが望まれる。</p>	<p>ジョブカフェしまね及びハローワークとの連携を強化し、中途採用情報を含む既卒者向け求人情報を充実させ、キャリアセンターホームページに掲載し学外からのアクセスが可能な情報システムを整備した。</p> <p>さらに、システムの利用促進を図るため、本学ホームページのトップにキャリアセンターホームページをリンクさせることで利便性を高めるとともに、「既卒者求人情報の更新」を新着情報に掲載することで、既卒者に対する就職支援の実施が利用者の目に留まりやすいよう、工夫した。</p> <p>また、平成21年度からは島根県商工労働部雇用政策課と連携し、県内企業の求人情報を電子データで受領することで新卒・既卒の分別等も容易になり、速やかな情報提供が可能になった。</p> <p>このように、ホームページを活用して最新の求人情報を迅速に提供できるシステムを整備し、さらに利便性を高めるための改善を行い、既卒者に対する就職支援の強化を図った。</p>
社会との連携、国際交流等	<p>○ 中期計画「平成19年度末までに、共同研究を前提としてポストドクトラルフェロー(PDF)を地域企業等に派遣し、研究成果が確実に地域産業の振興に反映できる制度を検討する」について、平成19年度は試行的派遣実施にとどまっており、制度化が十分に進捗しているとはいえないことから、改善することが望ましい。</p>	<p>共同研究を前提としたポストドクトラルフェローの地域企業等への派遣について、その有効性を複数の地元企業と意見交換するとともに、他大学の状況及び平成19年度に実施した試行的ポストドク派遣の結果を総合的に検討した。</p> <p>研究成果が地域産業の振興に反映できる制度の確立を目指し、「島根県経済団体と島根大学との懇談会」において博士研究員(ポストドクトラルフェロー)派遣による企業等との研究協力について提案し、包括的な提携に向けた協議を進め、島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会及び島根経済同友会との間で「島根大学博士研究員等派遣研究事業に関する協定書」を締結し派遣制度を確立した。(平成22年3月25日協定締結)</p>